

<参 考>

回答に当たっては、以下を参考にしてください。

【就業力】

学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力。

【障害のある学生(障害学生)】

「身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療養手帳」を有している学生または

「健康診断等において障害があることが明らかになった学生」

下記、各障害種の定義もご参照ください。

【病弱・虚弱】

○心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこう又は直腸の機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者。

○身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもので、医師の診断書がある者。

又は、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者。

【重複】

以下の通り、障害が重複している者

○2つの障害種の重複

視覚障害と聴覚・言語障害、視覚障害と肢体不自由、視覚障害と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由、聴覚・言語障害と病弱・虚弱、肢体不自由と病弱・虚弱

○3つ以上の障害種の重複

視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由、視覚障害と聴覚・言語障害と病弱・虚弱、視覚障害と肢体不自由と病弱・虚弱、聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱、視覚障害と聴覚・言語障害と肢体不自由と病弱・虚弱

○身体障害と発達障害との重複について

身体障害のある学生で発達障害もある者については、身体障害学生として該当の障害種の項に計上し、発達障害学生の項には計上しないでください。

【発達障害(診断書有)】

発達障害に関する医師の診断書がある者

LD:学習障害

ADHD:注意欠陥／多動性障害

高機能自閉症等:高機能自閉症及びアスペルガー症候群

○身体障害との重複について

発達障害のある学生のうち身体障害もある者については、身体障害学生として該当の障害種の項に計上し、発達障害学生の項には計上しないでください。

【その他(診断書有)】

視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、重複及び発達障害に該当しない障害があり、医師の診断書がある者。又は、健康診断等において上記の障害があることが明らかになった者。知的障害、精神障害、精神疾患等はこの区分に計上してください。